

個人情報保護制度 検討用個票

変更内容・検討事項		保有個人情報の訂正請求及び利用訂正請求に係る開示請求前置主義
関連条文	改正法	第 90 条、第 99 条 (108 条)
	条例	個人情報保護条例第 27 条、第 28 条、第 34 条、第 35 条
検討事項		<p>改正法は、保有個人情報の訂正請求・利用停止請求の対象を、保有個人情報すべてではなく、開示決定により保有個人情報として開示を受ける範囲が確定されたものに限ることとしているが（開示請求前置主義）、本県の個人情報保護条例では開示請求前置主義を採用していない。</p> <p>この点、改正法は、「地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続…について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。」（改正法第 108 条）と規定し、個人情報保護委員会からも、「開示請求前置主義を採用しないことについて、<u>「訂正請求や利用停止請求の制度の運用に支障が生じない限りにおいて、そのような法施行条例を規定することは妨げられません。」</u>との見解が示されている（「個人情報の保護に関する法律についての Q & A」）。</p> <p>そこで、開示請求前置主義の採否について検討を行う。</p>
検討		<p>次の理由から、現行条例同様、開示請求前置主義を採用しないこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 改正法が開示請求前置主義を採用する理由は、「制度の円滑かつ安定的な運営の観点から、<u>対象となる保有個人情報を明確にし、手続上の一貫性を確保しようとしたことによる。</u>」とされている（改正個人情報保護法の個別条文に関する解説（令和 3 年 6 月時点暫定版））。 ➤ この点、開示請求前置主義を採用することにより、訂正請求及び利用停止請求の対象となる保有個人情報が、実施機関が現に保有している行政文書に含まれるものに範囲が確定されることで、制度の円滑かつ安定的な運用につながることは否定し得ない。 ➤ その一方で、開示請求前置主義を採用することで、例えば、実施機関が現に保有する行政文書と同一の行政文書を請求者が保有し、かつ、その行政文書に含まれる保有個人情報の内容に明白な誤りが認められるようなケース（ex. 処分通知書の名宛人が当該通知書の記載事項に誤りがあるとして訂正請求してきた場合）においても、訂正請求の前段階において開示請求をしなければならないとすれば、<u>請求者に無用な手続的負担を強いることにつながる。</u> ➤ 他方、開示請求前置主義を採用していない現行条例においても、①訂正請求の場合であれば「訂正の請求に係る保有個人情報の内容」及び「訂正を求める箇所及び訂正の内容」を記載すること、②利用

	<p>停止請求の場合であれば「利用停止の請求に係る保有個人情報の内容」及び「利用停止を求める箇所及び利用停止の内容」を記載することが、それぞれ請求者には義務付けられ、これらの記載事項によって訂正請求・利用停止請求の対象となる保有個人情報の範囲をある程度確定することは不可能ではなく、また、訂正請求及び利用訂正請求の件数が僅少であること（後述「関連情報」参照）も踏まえると、<u>開示請求前置主義を採用しないことにより、訂正請求及び利用停止請求の制度の運用に支障が生じるような事態は、現状では想定し難いと考えられる。</u></p>																					
<p>関連情報</p>	<p>【都道府県レベルでの開示請求前置主義の採用状況】 開示請求前置主義を採用している自治体：42自治体 開示請求前置主義を採用していない自治体：5自治体（※） ※神奈川県、長野県、京都府、大阪府、長崎県</p> <p>【平成28年度～令和2年度における訂正請求・利用訂正請求の件数】</p> <table border="1" data-bbox="523 824 983 1173"> <thead> <tr> <th></th> <th>訂正請求</th> <th>利用停止請求</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>6</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>		訂正請求	利用停止請求	H28	1	0	H29	6	0	H30	0	0	R1	0	2	R2	0	0	計	7	2
	訂正請求	利用停止請求																				
H28	1	0																				
H29	6	0																				
H30	0	0																				
R1	0	2																				
R2	0	0																				
計	7	2																				
<p>「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）（案）（令和3年11月時点暫定版）」P16～17</p>	<p>「法は、対象となる保有個人情報の範囲を明確にし、訂正請求及び利用停止請求の制度の安定的運用を図るため、これらの制度について開示を受けた保有個人情報を対象としています。他方、法第108条は、訂正及び利用停止の手続に関する事項について、法第5章第4節の規定（第76条～第107条）に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができることとしているところ、開示を受けていない保有個人情報について訂正請求及び利用停止請求の対象とすることは、これらの請求の手続に関するものであり、訂正及び利用停止の手続に関する事項に含まれるため、訂正請求や利用停止請求の制度の運用に支障が生じない限りにおいて、そのような法施行条例を規定することは妨げられません。」</p>																					
<p>関連条文</p>	<p>【個人情報保護条例】 （自己情報の訂正請求権） 第27条 何人も、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報について事実と誤りがあると認めるときは、その訂正（削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。 2 第18条第2項の規定は、前項の訂正の請求（以下「訂正の請求」という。）について準用する。</p>																					

(訂正の請求の手續)

第 28 条 訂正の請求をしようとする者は、当該訂正の請求に係る保有個人情報に保有している実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 訂正の請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 訂正の請求に係る保有個人情報の内容

(3) 訂正を求める箇所及び訂正の内容

(4) その他実施機関が定める事項

2 訂正の請求をしようとする者は、当該訂正の内容が事実と合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 第 19 条第 2 項及び第 3 項の規定は、訂正の請求について準用する。

(自己情報の利用停止請求権)

第 34 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができる。

(1) 次のいずれかに該当する場合 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

ア 第 6 条の規定に違反して取り扱われているとき。

イ 第 8 条第 1 項から第 4 項までの規定に違反して収集されたものであるとき。

ウ 第 9 条第 1 項及び第 2 項又は第 9 条の 2 の規定に違反して利用されているとき。

エ 番号利用法第 20 条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

オ 番号利用法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。

(2) 第 9 条第 1 項及び第 2 項、第 9 条の 3 又は第 10 条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

(3) 第 16 条の規定に違反して保存されているとき 当該保有個人情報の消去

2 第 18 条第 2 項の規定は、前項の利用停止の請求（以下「利用停止の請求」という。）について準用する。

(利用停止の請求の手續)

第 35 条 利用停止の請求をしようとする者は、当該利用停止の請求に係る保有個人情報を保有している実施機関に対して、次に掲げる事項を記載

した請求書を提出しなければならない。

(1) 利用停止の請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 利用停止の請求に係る保有個人情報の内容

(3) 利用停止を求める箇所及び利用停止の内容

(4) その他実施機関が定める事項 2 第 19 条第 2 項及び第 3 項の規定は、利用停止の請求について準用する。

【改正法】

(訂正請求権)

第 90 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第 98 条第 1 項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

二 開示決定に係る保有個人情報であつて、第八十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの

(利用停止請求の手續)

第 99 条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第 3 項において「利用停止請求書」という。）を行政機関の長等に提出しなければならない。

一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 利用停止請求の趣旨及び理由

第 108 条 この節の規定（※76 条～107 条）は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。